



東京都主税局からの お知らせ

5月は自動車税種別割の納期です

自動車税は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者割賦販売の場合は使用者に課税されます。令和6年度の自動車税納税通知書は、5月1日(水)に発送します。5月31日(金)までに納めてください。

を受けられる制度があります。納期限の5月31日(金)まで(新たに自動車を取得した場合は登録(取得)日から1カ月以内)に申請が必要です。都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センターへ申請してください。詳細は「主税局」をご覧ください。

軽自動車税(種別割)の減免手続き

身体障害者手帳等を持ち、一定の要件を満たす方は、軽自動車税種別割の減免を受けられます。詳細は、「障害福祉のしおり」をご覧ください。

所有者等の条件
納税義務者(※1)
障害者の方
障害者以外の方
障害者の方と生計を同じくする方(※2)

Table with 3 columns: 納税義務者(※1), 運転者, 使用目的. Rows include 障害者の方, 障害者以外の方, 障害者の方と生計を同じくする方(※2).

※1割賦販売の場合は使用者
※2障害者の方と同居・近隣(2km以内)に住んでいる親族等



オーエンス健康プラザ 6月オンライン教室

Zoomを使用してスタジオのレッスンを気軽に自宅でするおまかせコース。選べる3教室プランは、アーカイブも活用すれば多種類の教室を自分の好きな時間に何度でも受けられます。詳細は「オーエンス健康プラザ」をご覧ください。

午後7時30分〜8時30分
ピラティス
土曜日
午前9時〜10時
ボクシングEX
土曜日
午後3時15分〜4時15分
パワイヨガ
日曜日
午前9時〜10時
共通事項
16歳以上の方
定各25人
費1教室2千円、選べる3教室コース4千500円、おまかせコース6千円
メール
※オーエンス健康プラザの利用登録がない方は電話
限5月20日(月)

商工会

370・2280、movie@kenkouplaza-inagi.jp

稲城なしのすけ商品券(紙商品券)

発売します
10%プレミアム付き商品券を発売します。販売店舗等詳細は、5月中旬に配布するチラシをご覧ください。
販売開始日時 6月2日(日)
午前10時〜(コーチチャンネル)
若葉台店のみ午前9時〜
※売り切れ次第終了
費1冊1万円(1万1千円分)
※1人10冊まで
※A券(全取扱店で利用可)12枚とB券(大型店を除く取扱店)

稲城市商工会

住宅改修等補助金

住宅のリフォーム工事を市内の業者が施工した場合、その費用の一部を補助します。詳細は「商工会」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税 期限内納付にご協力ください

場課税課土地係・家屋係

令和6年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日付で送付しますので、期限内納付にご協力ください。

※納税通知書は到着まで2週間程度かかる場合があります。

納期限

- 第1期=5月31日(金) ○第2期=7月31日(水)
○第3期=12月25日(水) ○第4期=令和7年2月28日(金)

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を市町村に納める税金です。都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、課税されるものです。

固定資産税・都市計画税は、算出した課税標準額に税率(固定資産税率=1.4%、都市計画税率=0.27%)を乗じて、税額を算出します。土地と家屋の評価額の見直しは、3年に一度の基準年度に行うこととされており、令和6年度は見直しの年になります。

固定資産税・都市計画税の特例・減額措置

住宅用地に対する課税標準の特例措置(特例率)

住宅用地等の土地は、税負担を軽減するために課税標準の特例措置があります(表1参照)。住宅の敷地に利用されている土地は、広さによって「小規模住宅用地」「一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)」に分けて特例措置が適用されます。

表1 住宅用地に対する課税標準の特例措置

Table with 3 columns: 用地区分・説明, 特例率, 固定資産税, 都市計画税. Rows include 住宅用地(小規模住宅用地, 一般住宅用地), 非住宅地.

※住宅用地は、その敷地に建っている居住用家屋の床面積の10倍まで認定されます。家屋を取り壊した場合、住宅用地とは認定されません。

新築住宅に対する減額措置

新築の住宅が一定の要件を満たす場合、新たに課税される年度から一定の期間、固定資産税が2分の1減額されます(表2参照)。
※令和2年新築の一般住宅、平成30年新築の長期優良住宅・3階建て以上中高層耐火・準耐火構造住宅等の軽減措置は終了しました。

表2 新築住宅に対する固定資産税の減額措置(認定長期優良住宅を含む)

Table with 3 columns: 床面積要件, 減額床面積, 減額期間. Rows include 50~280㎡の住宅, 50~280㎡の住宅(共同住宅).

固定資産税・都市計画税の縦覧と閲覧

縦覧

固定資産税(土地・家屋)を納めている方は、他の土地や家屋の評価額等を記載した帳簿を無料で縦覧できます。

閲覧(名寄帳交付)

固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方は期間中、自分の名寄帳(課税台帳)の写しを無料で取得できます(期間外は有料)。
※本人名義以外(配偶者・家族・会社等)の名寄帳の写しを取る場合は委任状または納税通知書等が必要です(名寄帳は委任状の代わりにはなりません)。

◆共通事項

▷縦覧・閲覧期間 5月31日(金)まで

※土・日曜日、祝日を除く[休日窓口開庁日の5月12日(日)・25日(土)は閲覧のみ可]。

時午前8時30分〜午後5時

※休日開庁日は午前11時45分〜午後1時を除く。

持本人確認書類(運転免許証等の公的な証明書)